

- (4) 中学校長は、志願変更期間内に、出願に必要な書類を志願先高等学校長に提出する。志願先高等学校に持参する場合は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。また、郵送する場合も、志願変更期間内に必着とし、志願先高等学校長が志願者に配付する書類を送付するための封筒(角形2号の封筒に、相当額の切手を貼付し、送付先中学校の所在地及びあて先を明記したもの。)を同封する。
- 4 県立の定時制の課程から県立の全日制の課程の高等学校へ、又は市立の定時制の課程から市立の全日制の課程の高等学校へ志願変更をする場合は、入学考査料の差額1,250円を改めて納付しなければならない。
- 5 上記4以外に県立学校間又は新潟市立学校間で志願変更をする場合は、入学考査料を改めて納付する必要はないが、県立高等学校から新潟市立高等学校へ、又は新潟市立高等学校から県立高等学校へ志願変更をする場合は、前記「第3 出願」の6(2)により、改めて入学考査料(全日制は2,200円、定時制は950円)を納付しなければならない。
- なお、一旦納付した入学考査料は還付しないものとする。
- 6 異なる高等学校に志願変更をする場合、中学校長は、新たに作成した「調査書」を、新たに志願する高等学校長に提出する。なお、志願変更前の高等学校長は、すでに提出されている「調査書」を中学校長に返還する必要はない。
- 7 同じ高等学校の異なる学科に志願変更をする場合、中学校長は、「調査書」を改めて提出する必要はない。

第7 特別な配慮を必要とする者の受検上の措置申請

- 1 別室受検等の特別な配慮を必要とする者については、中学校長が、「入学者選抜における特別措置実施申請書」(様式4)に配慮を必要とする内容等を記入し、土曜日、日曜日、休日を除く、令和8年2月16日(月)午前9時から2月26日(木)午前11時までに、紙面により志願先高等学校長に申請する。
- 2 申請のあった高等学校長は、直ちに新潟県教育庁高等学校教育課長(新潟市立高等学校長は、新潟市教育委員会学校支援課長)に報告し、協議する。ただし、明らかに検査の公正さを確保できる場合には、高等学校長の判断で受検上の措置を行うことができる。この場合、協議は不要とする。
- 3 申請期間終了後に、特別な理由により別室受検の措置を必要とする者が出た場合は、中学校長が志願先高等学校長に直ちに連絡し、その指示を受けること。

第8 自己申告書

- 1 次の(1)、(2)のいずれかに該当する志願者のうち、提出を希望する者は、欠席が多い理由等を記載した「自己申告書」(様式5)を、出願期間内に高等学校長に提出することができる。
- (1) 中学校のいずれかの学年において、「欠席日数」が30日以上の子
- (2) 中学校のいずれかの学年において、「欠席日数」と「教育支援センター(フリースクールを含む)への通所等により出席扱いとなっている日数」の合計が30日以上の子
- 2 「自己申告書」の提出の手続は、次の(1)～(5)のとおり行うこととする。ただし、特色化選抜において「自己申告書」を提出した者が、特色化選抜で出願した高等学校と同じ高等学校に出願する場合は、改めて提出する必要はない。
- (1) 志願者は、中学校長に提出の希望を申し出て、「自己申告書」を受け取り、必要事項を記入して、原本を作成する。

(2) 志願者は、原本の写し（コピー）をとる。

なお、この写しは、欠員補充のための２次募集及び通信制の課程の入学者選抜において提出することができる。

(3) 志願者は、原本を厳封の上、封筒の表に「自己申告書在中」と朱書きするとともに、中学校名、志願者氏名を明記して、中学校長に提出する。

(4) 特色化選抜において「自己申告書」を提出した者が、特色化選抜で出願した高等学校と異なる高等学校に出願する場合は、前記(1)、(2)の手続の必要はなく、(3)の原本は、すでに作成した「自己申告書」の写しに代えることができる。

(5) 志願者から提出を受けた中学校長は、出願期間内に、出願に必要な書類とともに志願先高等学校長に提出する。提出については前記「第３ 出願」の６(4)によること。

３ 「自己申告書」を提出した者が志願変更をする場合は、次の(1)又は(2)のとおりとする。

なお、志願変更前の高等学校長は、すでに提出されている「自己申告書」を志願者に返還する必要はない。

(1) 異なる高等学校に志願変更をし、「自己申告書」の提出を希望する志願者は、新たに志願する高等学校長に提出する必要がある。この場合の手続については、上記２(3)、(5)によるが、原本は、すでに作成した「自己申告書」の写しに代えることができる。ただし、提出については、前記「第６ 志願変更」の３(4)によること。

なお、特色化選抜において「自己申告書」を提出した者が、特色化選抜で出願した高等学校と同じ高等学校に志願変更する場合、志願者は、改めて提出する必要はない。

(2) 同じ高等学校の異なる学科に志願変更をする場合、志願者は、「自己申告書」を改めて提出する必要はない。

第９ 佐渡航路欠航による受検会場の変更

佐渡航路欠航のため、志願先高等学校で受検できないと予想される者がいる場合には、新潟県立新潟高等学校、新潟県立長岡高等学校、新潟県立高田高等学校又は新潟県立佐渡高等学校において学力検査及び学校独自検査を実施するので、中学校長は、あらかじめ「佐渡航路欠航による受検会場変更届」（様式６）を、紙面により新潟県教育委員会教育長（志願先が新潟市立高等学校の場合は、新潟市教育委員会教育長）及び上記該当受検会場校長並びに志願先高等学校長に届け出ておくものとする。これらの書類の受付期間は、令和８年２月２５日（水）から２月２７日（金）正午までとする。

第10 学力検査（本検査）

１ 学力検査は、新潟県立高等学校、新潟市立高等学校ともに、新潟県教育委員会が作成した問題により、令和８年３月４日（水）、全県一斉に実施する。

２ 学力検査の実施教科及び時間割は、次の(1)～(5)のとおりとする。

(1) 全日制の課程の検査教科は、国語、社会、数学、理科、英語の５教科とする。

様式 4

入学者選抜における特別措置実施申請書

(A4判 縦長)

入学者選抜における特別措置実施申請書

令和 年 月 日

_____ 高等学校長 様

_____ 中学校長 氏名 _____

下記により、入学者選抜における特別措置の実施を申請いたします。

記

1 志願者氏名 _____ 性別 ()

2 出願する選抜

特色化選抜 一般選抜(本検査) 一般選抜(追検査) 欠員補充のための2次募集
通信制の課程の入学者選抜

3 特別措置を必要とする理由

4 実施を希望する特別措置の内容

5 添付書類名

備考

入学者選抜における特別措置を
実施する特別措置の内容

[承認いたします。
承認いたしません。]

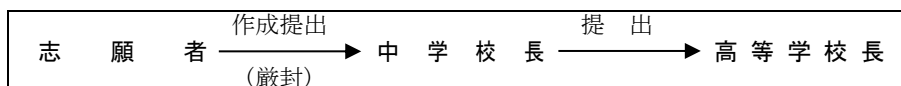
備考

令和 年 月 日

高等学校長 氏名

◎作成及び取扱上の注意

- 1 本様式は、ウェブ出願システムの中学校サイトからダウンロードすることができる。
- 2 申請の際は、病気や障害の状況を客観的に証明できる書類(医師の診断書、障害者手帳の写しなど)を添付すること。
- 3 出願する選抜は、「特色化選抜」、「一般選抜(本検査)」、「一般選抜(追検査)」、「欠員補充のための2次募集」、「通信制の課程の入学者選抜」のうちいずれかを○で囲むこと。
なお、本検査において特別措置申請を行っている場合は、改めて追検査において特別措置申請を行う必要はない。
- 4 実施を希望する特別措置の内容は簡条書きで記入すること。
- 5 特色化選抜においては令和8年2月3日(火)午前11時までに、一般選抜(本検査)においては令和8年2月26日(木)午前11時までに、一般選抜(追検査)においては令和8年3月6日(金)午後4時までに、欠員補充のための2次募集においては令和8年3月17日(火)正午までに、通信制の課程の入学者選抜においては令和8年4月2日(木)午後4時までに、高等学校長に申請すること。



様式 5

自己申告書

(A 4 判 縦長)

受検番号	
※	番

自己申告書

令和 年 月 日

志願先高等学校長 様

出身中学校名

志願者氏名

保護者氏名 (自署)

私は、貴校への入学を志願するにあたり、次のとおり申告します。

(欠席が多い理由、志望の動機、高校生活への抱負など)

- 注 1 この自己申告書は、原則として志願者本人が記入すること。ただし、特別な理由により、保護者が代筆、加筆した場合は、その旨を記すこと。
- 2 保護者氏名欄は、保護者が自署すること。ただし、令和8年4月1日現在で満18歳以上になる志願者については、記入は不要とする。
- 3 ※欄は、高等学校で記入する。

◎作成上の注意

本様式は、ウェブ出願システムの中学校サイトからダウンロードすることができる。

新潟県公立高等学校入学者選抜における「自己申告書」について

新潟県教育委員会
新潟市教育委員会

新潟県公立高等学校入学者選抜において、不登校経験等のある志願者が、受検前に、高等学校に自分の状況や思いを伝えることで、不安なく、できる限り安心して受検できるよう、また、意欲的に高校生活に臨めるよう、令和7年度入学者選抜から、「自己申告書」を導入することとしました。

1 「自己申告書」とは

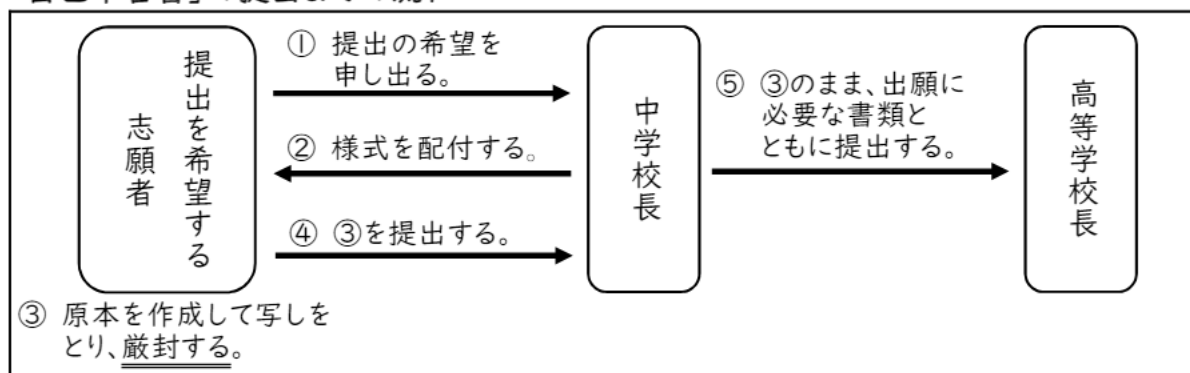
- ・ 中学校において不登校経験等のある志願者のうちで、希望する人が、欠席が多い理由、志望の動機、高校生活への抱負などを、直接、高等学校に伝えるためのものです。
- ・ 入学者の選抜において、「自己申告書」の記載内容によって志願者に不利が生じることはありません。

2 「自己申告書」を提出することができる人

次のいずれかに該当する志願者のうち、提出を希望する人としてします。

- ・ 中学校のいずれかの学年において、「欠席日数」が30日以上の人
- ・ 中学校のいずれかの学年において、「欠席日数」と「教育支援センター（フリースクールを含む）への通所等により出席扱いとなっている日数」の合計が30日以上の人

3 「自己申告書」の提出までの流れ



4 その他

- ・ 「自己申告書」の取扱いの詳細は、「令和7年度新潟県公立高等学校入学者選抜要項」で示しています。
- ・ 「令和7年度新潟県公立高等学校入学者選抜要項」は、新潟県教育委員会のウェブページからダウンロードすることができます。

○ 新潟県教育委員会 高等学校入学者選抜のウェブページ

<https://www.pref.niigata.lg.jp/sec/kotogakko/nyugakushasenbatsu.html>

